

建設業取引の適正化をより一層推進するために

北海道開発局事業振興部建設産業課

11月は「建設業取引適正化推進月間」

建設工事の適正な施工を確保し、産業の健全な発達を促進していくためには、建設業を営む者が法令の規定の趣旨を十分に理解し、日々の営業活動において適正な取引を行っていくことが必要です。

北海道開発局では、これまで建設業の法令遵守の指導等を通じ、取引適正化の推進を図ってきたところですが、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成28年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、法令遵守に関する活動を集中的に行います。

主な活動として、建設業関係者を対象とした「建設業法令遵守講習」を開催するほか、建設業者に対する立入検査を実施します。また、ホームページやポスター等を通じ、取組について広報活動をします。

共同立入検査の実施

建設業取引適正化推進月間において実施する立入検査は、北海道開発局と北海道が共同で営業所に赴いて行います。検査では、元請負人と下請負人との間の請負契約において法令違反行為がないかを重点的に確認するほか、社会保険等の加入状況についても併せて確認します。

「建設業法令遵守講習」の開催

講習では、請負契約における発注者と受注者との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示して解説するほか、社会保険加入の手続きなど、建設業取引における様々な留意点について、関係行政機関等の担当者が講師となって説明しますので、ぜひ御参加ください。

- 日 時 平成28年11月22日（火）9:30～12:00
- 場 所 札幌第一合同庁舎 2階講堂
（札幌市北区北8条西2丁目）
- プログラム
 - ① 建設業における課題と適正な取引について
（北海道開発局）
 - ② 厚生年金保険への加入について（日本年金機構）
 - ③ 建設業に関する不当な取引制限及び不公正取引について
（公正取引委員会）
 - ④ 下請代金支払遅延等防止法について
（北海道経済産業局）
 - ⑤ 建設業法の遵守について
（公益財団法人建設業適正取引推進機構）
- 参加費 無料
- 定 員 100名（先着順）
北海道開発局ホームページから申込書をダウンロードし、11月15日までに事務局宛FAX又は電子メールによりお申込みください。
URL：http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kensetu/minasama.html
FAX：011-738-0235
（北海道開発局事業振興部建設産業課）
E-mail：hkd-ky-kensanseminar@ml.mlit.go.jp